

## 矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成について

### 1. 対象費用

公立・私立問わず教育・保育施設（以下「保育所等」）が教育・保育を提供した際に保護者から支払を受けることができる費用のうち、食事（副食に限る。）の提供に要する費用（以下「副食費」）。

### 2. 対象者

保護者及び児童が矢吹町に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者を扶養し、副食費を支払う保護者とする。ただし、満3歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの児童を除く。

- ①年収360万円以上相当世帯で、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第2号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（以下「2号認定」）
- ②年収360万円以上相当世帯で、法第19条第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子ども（以下「1号認定」）
- ③私立幼稚園（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。）を利用し、満3歳以上の小学校就学前子ども（以下「新制度未移行園」）

### 3. 助成額の範囲 【助成上限額：4,800円/月】

- ・上記①、③（2号認定、新制度未移行園）の助成額は、利用する施設が定める月額と4,800円を比較して低いほうの額。
- ・上記②（1号認定）の助成額は保育所等へ支払う当該月分の額と240円に当該月の給食実施日数（20日を超える場合は、20日）を乗じた額を比較して低いほうの額。

## 4. 助成の方法

助成は次のいずれかで行う。

- ①矢吹町立幼稚園はあらかじめ入所児童に係る副食費相当額を免除。
- ②保育所等が入所児童に係る副食費の支払を免除した場合、免除した額を保育所等へ支払う（以下「代理受給」）。
- ③保護者が保育所等へ副食費を支払った場合、保護者へ支払う。

## 5. 助成の申請

※申請は1度に複数月分をまとめて行うことができる

①保育所等が副食費の代理受給を受けようとするときは、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成申請書兼請求書（代理受給払）（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて提出。この場合、保護者に対して助成があったものとみなす。

（1）副食費免除等報告書（様式第4号）

（2）その他町長が必要と認める書類（対象者の名簿など）

②保護者が助成を受けようとするときは、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出。

（1）副食費の支払を証明する書類（領収証等）

（2）副食費助成申請額明細書（様式第2号）

（3）その他町長が必要と認める書類

## 6. その他

- ・申請書兼請求書の提出期限は、児童が食事の提供を受けた日の属する年度の翌年度の4月末までとする。
- ・助成決定者に対しては、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成決定通知書（様式第5号）により助成額等を通知する。